

「特会」仕分けの行方

政

府、民主党は今秋一〇月から、国の「特別会計」を対象とした事業仕分けに乗り出す。一般会計に比べ不透明とされる特別会計について、制度の見直しや無駄な事業を廃止・縮減することで、予算の無駄遣いをなくすのが狙いだ。

政府の行政刷新会議は、一八特別会計の五一事業を仕分け対象に掲げ、すでに各省庁から事前ヒアリングを始めた。民主党も「仕分け結果を二〇二年度予算で実現する」として、財源確保の狙いを明確にしている。

だが、狙いどおり新規財源を捻出できるかとなると、前途はかなり厳しい。先の参院選敗北の結果、民主党自体、政権交代時の「改革」理念が徐々に後退し始めたためだ。

例えば、民主党の特会改革案は、野党時代の「原則廃止」から、昨年の衆院選では「ゼロベースで見直す」に、今参院選マニフェストでは「事業仕分けで不要な特会は廃止」に変わった。現実主義路線といえればそれまでだが、後

退の感は否めない。

特別会計は、歳出歳入の仕組み（税、保険料、一般会計繰り入れなど）が複雑なため、何をどう仕分けするかが重要なポイントとなる。個々の事業仕分けはもちろん、会計制度のあり方そのものを仕分け対象にしなければ、具体的な成果は少ない。

財務省によれば、特別会計の歳出純計額二六九兆円（〇九年度）のうち、事務・事業系の見直し対象はわずかに一〇兆円だという。国債償還や社会保障給付、財政融資資金繰り入れなど、歳出の大宗を占める部分が見直しの対象外となれば、およそ「改革」とは言えない。

例えば、霞が関の「埋蔵金」と言われる各特会の積立金や剰余金は、これまでも新規財源の恰好の対象となつた。〇九年度の剰余金（歳入－歳出）は二九兆円。積立金は年金保険事業を除けば、三八兆円にも達する。

一般会計は毎年大赤字なのに、特別会計には、なぜ巨額の剰余金が発生するのか。積立金の額は事業規模に照らして適正か、会計間の資金移動は適正な取引か——など特別会計制度にかかわる「制度仕分け」は、どうしても欠かせない。

例えば、国債整理基金特別会計に毎年繰り入れる国債利払い費が実態以上に過大計上されている問題、労働保険や地震再保険などの過剰積み立て、特会統合による勘定ごとの経費の不透明化——といった「制度問題」に切り込む必要がある。仕分けに当たっては、まず「聖域を設けない」覚悟が必要だろう。

これらの剰余金、積立金を全額、一般会計に繰り入れれば、もちろん財政は好転する（〇九年度、剰余金の一般会計繰り入れは、わずかに二六兆円）。しかし、剰余金等の用途は法律で制度的な根拠が定められ、財源として活用するには法改正が必要だ。「ねじれ国会」の下では当然ハードルは高くなる。

また、ストックの積立金を取り崩せば、債務削減にはつながっても、一時的な財源調達にしかならない。「特会仕分け」を予算編成終盤の一〇月に設定したタイミングの悪さも尾を引くだろう。法改正が必要な「制度仕分け」を実現するには、来年度予算で間に合わない恐れもあるからだ。

こう考えると、仕分け第三弾の「特会」事業仕分けは、民主党政権が腰を据えて本気で取り組まない限り、大き

な成果は期待できそうもない。

過去二回の事業仕分けでも、実際の予算削減額は目標を大きく下回った。民主党は、予算の「無駄排除」を「改革」の一つの理念に掲げた以上、目に見える具体的な成果を示す必要がある。それには、事業仕分けと制度仕分けの目標と工程表を明示した方がよい。

特別会計はこれまで、監視の目が届きにくい各省の自前の「財布」とされてきた。特会内の個々の事業（社会資本整備、農林水産、エネルギー投資など）を厳しくチェックすることは当然だが、それだけでは新規財源を生み出すのは難しい。

事業仕分けは、予算にかかわる「カネ、施策、人・組織」の改革だが、「特会仕分け」では、これに「制度」の改革がさらに加わる。特別会計については、〇六年の行政改革法に基づき、特会の統廃合などが進んでいる。民主党政権が今秋の仕分け本番で「制度問題」にまで踏み込めば、おそらく霞が関の抵抗は強まるだろう。

そのとき、「官僚政治打破」を掲げる民主党政権の真価が改めて試されるに違いない。

萩原慎一郎

経済ジャーナリスト

